



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑳

宗教法人と墓地経営 6

● 教徒の埋葬

他の宗教（宗派）へ宗旨変えした墓地利用者から埋葬を依頼されたとき、墓地経営者としてどのような態度をとるべきでしょうか。宗旨宗派を問わない霊園では宗教法人法第6条の公益事業として、当然のことながら埋葬を拒むことはできません。しかし、寺院墓地では困難な問題が発生します。

<霊園墓地の場合>

1. 墓理法第13条は、墓地、納骨堂の管理者が、埋葬、埋蔵、収蔵の求めをうけたときは、**正当な理由**がなければ拒んではならない旨規定しています。国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から墓地や納骨堂の管理及び埋葬等が支障なく行われるように墓地等の管理者に対して**正当な理由**がなければ埋葬等の行為を拒んではならないことを定めたものです。
2. **正当な理由**とは、①新たな埋葬等を行う余地がないこと（例えば、カロートが満杯であるとか、納骨堂に収蔵する空間がないような場合）、②依頼者の墓地等の正常な管理に支障を及ぼす恐れがあるような場合等です。結局、墓理法の立法趣旨に照らし社会通念によって判断するということとなります。

<寺院墓地の場合>

1. 寺院墓地（稀にみられる神社や教会墓地も同じことです。）は、その寺院の檀信徒のみを墓地使用者としています。ところが、その使用者が他の宗教や、無宗教にかわった場合、墓地使用権はどうなるのでしょうか。一般に寺院墓地はその使用規程には、宗教がかわった使用者は使用権を失うという条項を設けています。しかし、この規定は、墓理法第1条の立法趣旨である「公衆衛生その他公共の福祉」の見地や墓地使用権の法的性質から、無効と解されています。従って、宗教が変わったというだけでは墓地使用権は消滅しません。

2. 昭和20年代から30年代にかけて、全国各地で、寺院と宗旨変えした使用者との間で、埋葬をめぐる墓地紛争が頻発しました。そこで昭和34年12月、厚生省は内閣法制局に墓理法第13条の**正当な理由**に関して照会を行い、翌35年2月、内閣法制局は次のように回答しました。

即ち、宗教団体が経営する墓地に、他の宗教団体の信者が埋葬または埋蔵を求めたときに、依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由として、この求めを拒むことは、墓理法の立法趣旨に照らして、正当な理由とはとうてい認められない、というものでした。この回答は、さらに次のようにいっています。

「墓理法第13条はあくまでも埋葬または埋蔵行為自体について依頼者の求めを一般に拒んではならない旨を規定したにとどまり、埋葬または埋蔵の施行に関する典礼の方式についてまで、依頼者の一方的要求に応ずるべき旨を定めたものと解するべきではない。」「したがって、宗教団体が墓地を経営する場合に、当該宗教団体がその経営者である墓地の管理者が埋葬または埋蔵の方式について当該宗派の典礼によるべき旨を定めることはもちろん許されようから、他の宗教団体の信者である依頼者が自己の属する宗派の典礼によるべきことに固執しても、こういう場合の墓地の管理者は、典礼方式に関する限り、依頼者の要求に応ずる義務はないといわなければならない。そして両者が典礼方式に関する自己の主張を譲らない場合には、結局依頼者としては、いったん行った埋葬または埋蔵の求めを撤回することを余儀なくされよう・・・」

そしてこれに沿った判例も存在しています（津地方裁判所 昭和38年6月21日判決）。つまり、裁判になった場合、寺院側が埋葬拒否ということで争うと負けますが、埋葬はよいが儀式典礼は当該寺院の主宰と方式によるべきである、ということであれば勝るということです。

いづれにせよ、墓地管理者である宗教者は、墓地使用者に対して日ごろの布教活動を怠ることなく、日ごろからコミュニケーションを強くしておくことによって、墓地使用者が宗旨変えをするというような事態を招かないようにすることが肝要です。魅力ある住職であれば宗旨変えは十分防げると思います。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修